

平成29年 1 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成29年 1 月 18 日 開会

平成29年 1 月 18 日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 29 年 1 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 29 年 1 月 18 日（水曜日）

午前 10 時 45 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（１）議席の指定

（２）議長の選挙

（３）宮古地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例（案）について

（４）宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）について

（５）宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

（６）山田消防署庁舎建設（建築）工事について

3 その他

出席議員（１３名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
7 番	野 舘	泰 喜 君	8 番	畠 山	拓 雄 君
9 番	落 合	久 三 君	10 番	尾 形	英 明 君
11 番	阿 部	吉 衛 君	12 番	菊 地	大 君
13 番	竹 花	邦 彦 君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事 務 局 長	飯 岡 健 志 君
総 務 課 長	大 久 保 一 吉 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	白 鳥 定 良 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	里 舘 敏 彦 君
総 務 課 長 補 佐 兼	畠 山 毅 君
職 員 係 長	

◎開 会

○事務局長（飯岡健志君） 全員協議会の会議が始まる前に、若干のご説明をさせていただきたいと思います。

当組合議会の議長は宮古市選出議員でございましたが、平成28年12月7日より現在まで、議長席が空席となっております。したがって、本日の会議につきましては畠山副議長より進行していただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

あわせて、宮古市より選出議員が選出されてございますので、我々事務局及び消防本部の職員の紹介をさせていただきたいと思います。

まず最初に、消防本部のほうから紹介させていただきます。

○消防長（白鳥定良君） それでは、消防本部の出席について紹介させていただきます。隣にいるのが消防次長の里館でございます。

○消防次長兼消防課長（里館敏彦君） 里館です。よろしくお願いいたします。

○消防長（白鳥定良君） その隣が、本来、本部総務課長が出席でございますけれども、現在出張中でございますので、かわって総務課長補佐の畠山でございます。

○総務課長補佐兼職員係長（畠山 毅君） 畠山と申します。よろしくお願いいたします。

○消防長（白鳥定良君） 私、消防長の白鳥でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（飯岡健志君） それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

総務課長の久保一吉でございます。

○総務課長（久保一吉君） 事務局総務課長の久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（飯岡健志君） 施設課長、鈴木登志美です。

○施設課長（鈴木登志美君） 施設課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。前回欠席しまして大変申しわけございませんでした。

○事務局長（飯岡健志君） そして、議会担当の職員も合わせてご紹介申し上げます。山崎庶務係長でございます。

○庶務係長（山崎君） 山崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（飯岡健志君） それから、紅一点の大洞でございます。

○主任（大洞君） 大洞です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（飯岡健志君） おくれましたが、事務局長の飯岡でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（畠山直人君） 初めに、今回新たに組合議員となられた宮古市選出議員をご紹介いたします。

竹花邦彦議員でございます。

○13番（竹花邦彦君） 竹花でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（畠山直人君） よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○副議長（畠山直人君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議の結果を報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、先ほど開かれた議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに現在議長は空席となっております。新たに議長が決まるまでの間、畠山副議長に本会議を進行していただきます。

日程第1、議席の指定でございますが、会議規則第4条第2項の規定により竹花邦彦君の議席を13番といたします。

日程第2で、選挙第1号 議長の選挙を行います。

日程第3の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は、9番、落合久三議員、10番、尾形英明議員をお願いいたします。

日程第4の会期の決定につきましては、会期は1月18日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第5で、議案第1号 宮古地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例（案）についてを議題といたします。

日程第6で、議案第2号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

日程第7で、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

日程第8で、議案第4号 山田消防署庁舎建設（建築）工事についてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○副議長（畠山直人君） 議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） ないですか。これについてよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議席の指定

○副議長（畠山直人君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり6件でございます。

それでは、議席の指定について協議いたします。

事務局の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議席の指定についてご説明をいたします。

平成28年12月22日、宮古市議会定例会において宮古地区広域行政組合議会議員補欠選挙が行われ、1名の議員が新たに選出されましたことから、議席の指定について会議規則第4条第2項の規定により、前任議員の議席でありました13番の議席を本会議において副議長から指定していただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（畠山直人君） ただいま事務局より説明がありました。これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

◎議長の選挙

○副議長（畠山直人君） 次に、議長の選挙について協議いたします。

議長の選挙については、議会運営の申し合わせ事項により、宮古市選出議員の中から推薦いただき選出することとなっております。

また、平成25年10月の議員全員協議会において確認された申し合わせ事項の趣旨から、平成26年6月の議員全員協議会での議長の選出についても、選考委員会を設置せずに、あらかじめ宮古市の議員の中から推薦された議員を議員全員協議会に諮り、本会議において指名推薦により決定しております。この方法で決定することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

宮古市選出の議員において、議長候補の推薦をお願いいたします。

○6番（古館章秀君） 宮古市といたしましては、竹花議員を議長として推薦したいと思います。皆さん、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（畠山直人君） ありがとうございます。

宮古市選出議員の竹花邦彦議員の推薦がありました。ただいまの報告のとおり竹花邦彦議員を議長候補として指名推薦の方法により決定したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

◎宮古地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例（案）について

○副議長（畠山直人君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例（案）について協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 宮古地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例（案）についてご説明をいたします。

資料ナンバー 1 の 1 ページをごらん願います。

第 1 の制定要旨ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年 5 月 14 日に公布され、平成28年 4 月 1 日から施行されております。その法律による改正後の地方公務員法において地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられたところをございまして、その法の趣旨に照らし、退職管理に関し必要な事項を新たな条例として制定することにより、退職管理の円滑な実施を図ろうとするのが、このたびの条例制定の要旨でございます。

新たに設けられた退職管理に関する規定は、改正後の地方公務員法第38条の 2 になっておりますが、条例で定めることのできる規制等は、1 項目めが法第38条の 2 第 8 項の規定に基づくものでございまして、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の 5 年前の日より前に国の部長又は課長相当職に就いていた者に対し、その職務に関し離職後 2 年間、現職職員への働きかけを禁止することでございます。

また、2 項目めが法第38条の 6 第 2 項の規定に基づくもので、再就職した元職員に対して、再就職の情報の届け出を義務づけることでございます。

第 2 が条例の内容でございますが、（1）は国の部長又は課長相当職に就いていた再就職者に対する働きかけを規制するものです。行政組合で想定する国の部長又は課長相当職は、事務局と消防本部の課長、消防次長及び各消防署長となります。これらの者が営利企業等に再就職した場合、離職した日の 5 年前の日より前に課長等の職に就いていた者は、その職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務にあつて離職した日の 5 年前の日より前の職務に属する者に関し、離職後 2 年間職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないとするものでございます。

（2）は、再就職情報の届け出を義務づけるものです。管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、ただし、この場合は報酬を得る場合に限りです。また営利企業の地位に就いた場合は、日々雇用者となった場合等を除き再就職の情報の届け出を義務づけるものです。この届け出を義務づける者の想定は、行政組合では事務局長、消防長、消防次長、事務局と消防本部の課長及び各消防署長となります。

第 3、施行期日ですが、条例の施行日は平成29年 4 月 1 日としたいと考えております。

2 ページに条例案を参考としてお示ししておりますが、説明は省略をさせていただきます。

なお、このたびの条例案を踏まえ、職員の退職管理について地方公務員法の規定と条例による規定との関係等をまとめた資料として、別紙参考資料も添えさせていただきました。ごらんをいただきたいと思います。

A 4 の横長の資料でございます。1 として、元職員による働きかけ規制について、2 として再就職情報の届け出義務について記述いたしましたが、黒く網かけした部分がこ

のたびの条例で規定した内容となります。

1の働きかけ規制は、在職中のポストや職務内容による規制範囲の違いを協議いたしましたが、規制の主体となるものとして、事務局長と消防長は地方公務員法の定めによるところにより、また消防次長、各課長、各署長は条例で定めるところによることになります。

禁止される働きかけ内容は、規制の対象となる全ての者は離職前5年間の職務、そして5年より前にも課長等の職にあった場合は、その職務に関しても禁止されることになります。規制期間は、在職中に自らが決定した契約等に関する働きかけは期限の定めはなく、その他は、離職後2年間となります。

2の再就職情報の届け出義務は、点線囲みし、星印を付し示した3項目に該当する場合は届け出を不要としますが、それ以外は対象者の全てが届け出を義務づけられます。

以上、宮古地区広域行政組合職員の退職手当に関する条例（案）についての説明でございます。よろしくご協議をくださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（畠山直人君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問ございませんか。

坂本議員、どうぞ。

○1番（坂本 昇君） この離職前5年間の職務に関するものと、それから離職前5年より前というこの使い分けというか、表でいくと全ての再就職者は5年間のというふうな説明もあったり、次の黒枠のほうは5年より前というこの違いというか、そうするとこの5年間のほうはいいのかどうか。

○副議長（畠山直人君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 今の5年間の部分なんですけれども、これは既に地方公務員法の中で定められている内容でございます。5年間というのについては全職員に対して定められています。そして地方公共団体の長の直近下位の職にあるものということで、消防長とか事務局長については5年より前についても対象になると。今回定めた部分というのが、課長職、次長職についても5年より前についても対象になりますよというふうな部分で使い分けをしております。

○副議長（畠山直人君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） かぶるということですね。

○副議長（畠山直人君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 補足的になろうかと思いますが、もう一度お答えをしたいと思います。

全ての職員に関して、この働きかけ、規制をまず条例も含めて法律事項に合わせて条例も整備することにより適用しようとするのが、このたびの条例制定の趣旨でございますので、法律によりましては全職員、離職前の5年間の職務はまず働きかけはだめです。我々事務局長あるいは消防長は、法律により5年前の職のときもそういう立場にあれば、それもだめですよというふうに法律でなっています。今回その部分が法律では課長等には適用されてございませんので、条例をもってこの5年前にも課長であった場合は、そ

の職務に関する働きは禁止しますというふうに整備することにより、簡単に言えば課長以上になってからの職務に関して、その職務に働きかけをするのは全て禁止されたということになります。よろしいでしょうか。

○副議長（畠山直人君） いいですか。

野館議員、どうぞ。

○7番（野館泰喜君） そうすると、過去はそういうこととして、この2年間という合理的説明というものはあるんですか。

○副議長（畠山直人君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 合理的説明というものは、法の制定趣旨となつてございますので、2年間をもって国家公務員等もそのような規制や国家公務員法により縛られてございますので、それを受けた地方公務員法でございますので、その2年間ということでご理解をいただければというふうに思います

○副議長（畠山直人君） これについてよろしいでしょうか。よろしいですね。

◎宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）について

○副議長（畠山直人君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）について協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明をしますんで、資料ナンバー2の1ページをお開き願いたいと思います。

本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が平成28年12月2日に公布され、これに伴う地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成29年1月1日に施行されたことから、これに関連する本条例に職員の早出遅出勤務及び深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲の拡大、要介護者を介護する職員の時間外勤務の制限及び介護休暇の分割取得並びに新たに介護時間制度を定めるなど条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

1つ目は、法律上の親子関係がある実子、養子に加えて、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子らについても、早出、遅出ができるように定めるものでございます。

2つ目は、要介護者のいる職員について、介護終了までの期間について時間外勤務の制限を定めるものでございます。

3つ目は、職員が要介護者の介護のために取得できる介護休暇について、通算して6月を超えない期間内で3回まで分割して取得できるように定めるものでございます。

4つ目は、介護時間について、介護休暇とは別に連続する3カ年において1日につき

2 時間まで勤務しないことができるように規定するものです。

施行期日ですけれども、第 1 条の規定は公布の日から施行するものです。ただし第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する旨、定めるものでございます。

2 ページをお開き願いたいと思います。

2 ページ以降は本会議に提案する条例案を参考としてつけております。ただいま説明いたしました内容と重複いたしますが、改めて説明をさせていただきます。

初めに、第 1 条の改正文、第 7 条の 2 でございます。第 7 条の 2 は、法律上の親子関係がある実子、養子に加えて、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子らについても、早出、遅出ができるように定めるものでございます。

第 7 条の 3 は、要介護者のいる職員について、介護終了までの期間について時間外勤務の制限をするものでございます。

3 ページをごらん願います。

第 10 条は、休暇の種類に介護時間を新たな休暇として定めるものでございます。

第 14 条は、職員が要介護者の介護のために取得できる介護休暇について、通算 6 月を超えない範囲内で 3 回まで分割して取得できるように定めるものでございます。

14 条の 2 につきましては、第 10 条でご説明しました介護時間について、介護休暇とは別に、連続する 3 カ年において 1 日につき 2 時間まで勤務しないことができるように規定し、その勤務しない 1 時間につき勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額すると定めるものでございます。

4 ページをお開き願います。

第 15 条は、従前の休暇の承認手続に関する規定に新たに介護時間を加えるものでございます。

次に、第 2 条についてご説明いたします。

第 2 条については、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）による改正後の児童福祉法の規定（平成 29 年 4 月 1 日施行）に合わせて所要の改正を行おうとするものでございます。

5 ページをお開き願います。

附則でございますが、第 1 項は各条の改正の施行日について定めたものでございます。

第 2 項は、この条例改正施行日前に職員が承認を受けた介護休暇については、初日から施行日以後の日までの期間を 1 回目の介護休暇期間とみなす旨を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（畠山直人君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

落合議員、どうぞ。

○9 番（落合久三君） ちょっと不勉強で申しわけないですが、1 ページの第 2 の改正内容の（1）のこの実子・養子に加えて次ですね、特別養子縁組、この説明。同じくこの監護期間中、この 2 つをちょっと説明してください。特別養子縁組というのは従前の養子縁組と何が違うのかということと、その養子縁組をした子の監護期間中というのは、

もうちょっと具体的には何歳から何歳までとかね、そういう規定があるんじゃないかと思うんですが。

（「ちょっとすみません」と呼ぶ者あり）

○ 9 番（落合久三君）　じゃ、調べている間もうひとつ。

○ 副議長（畠山直人君）　飯岡事務局長。

○ 事務局長（飯岡健志君）　特別養子縁組に関しましては、私もまだ不勉強ではありますが、新たにつけ加える項目ということでまずございます。ただ、その監護の期間のほうでございしますが、特別養子縁組の申し立て等の成立をさせるために必要な監護、いわゆる守る期間のものも今までは養子縁組された子でなければだめだったものが、その係争というか、あるいは訴訟、訴え期間中であっても受理されて審査をされている間であっても、育児休業等の対象にできる子として取り扱うことができるというのが今回の趣旨でございまして、今までの対象とした子の範囲の拡大の 1 項目として、この特別養子縁組であるとか養子縁組里親等が追加されたというふうに理解をしてございます。

ただ、すみません、特別養子縁組の具体的な内容については申しわけございませんが、今はお答えができない状況です。

○ 9 番（落合久三君）　じゃ、後でいいですから、わかったら教えてください。

総務課長、手を上げようとしていますけど……。

○ 副議長（畠山直人君）　大久保総務課長。

○ 総務課長（大久保一吉君）　特別養子縁組とは、児童福祉のための養子縁組の制度でございまして、さまざまな事情で育てられない子どもが家庭で養育を受けられるようにすることを目的に設けられた制度でございます。

○ 副議長（畠山直人君）　落合議員。

○ 9 番（落合久三君）　同じページの第 2 の（2）、これもちょっと確認の意味で。介護を行う職員、この要介護家族の規定ですが、要介護家族、これは要介護度何以上とか規定があるのかなのか、どういう規定をしているのかということをもう一度。

○ 副議長（畠山直人君）　大久保総務課長。

○ 総務課長（大久保一吉君）　介護については、介護が必要と認められる者というような規定をされておりますので、要介護について何度とかというような規定はございません。

○ 9 番（落合久三君）　それで、確認といったのはそういう答弁すると思ったんですが、そういうふうに介護度が 1 だとか 3 とかじゃなくて、必要だと認定するのは誰ですか。

○ 副議長（畠山直人君）　大久保総務課長。

○ 総務課長（大久保一吉君）　管理者というようになってございます。

○ 9 番（落合久三君）　広域の職員の場合だと管理者は山本宮古市長が見ると。わかりました。

○ 副議長（畠山直人君）　ほかにありませんか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

○副議長（畠山直人君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたしますので、資料ナンバー３の１ページをお開き願います。

本条例案は、先ほど説明いたしました職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等と育児又は家族介護を行う労働者の福祉等の法律の公布、それから施行に伴いまして、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するなど、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますけれども、１つ目は、非常勤職員が育児休業を取得できる条件を過去１年以上継続して在職していること、かつ子が１歳６カ月までの間に雇用の終了が明らかでないことと規定することにより条件を緩和するものでございます。

２つ目は、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、特別養子縁組の監護の期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子に加えて、これに準ずるものとして養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより養育里親として職員に委託される子の育児についても休業をすることができるようにするものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行する旨、定めるものでございます。

ただし、第２条の規定については平成２９年４月１日から施行しようとするものでございます。

２ページをお開きください。

２ページ以降は、本会議に提案する条例案を参考としてつけてあります。ただいま説明しました内容と重複しますが、改めて説明をさせていただきます。

初めに、第１条について説明いたします。

改定文の第２条は、非常勤職員が育児休業を取得できる条件を過去１年以上継続して在職していること、かつ子が１歳６カ月までの間に雇用の終了が明らかでないことと規定することにより条件を緩和するものでございます。

第２条の２は、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、特別養子縁組の監護の期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子に加えて、これに準ずるものとして養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対することにより養育里親として職員に委託される子の育児についても育児休業とすることができるように定めるものでございます。

３ページ以降をお開き願います。

第２条の２が新設されたことに伴い、第２条の２を第２条の３に、第２条の３を第２条の４に繰り下げるものでございます。

第３条は、育児休業法の改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲が養子縁組のために手続中の子も含まれることとなったことから、育児休業をとることができなくなっ

た場合の要件として、当該子が養子とならなかった場合を追加するものでございます。
またこれに伴い、第2号以下を1号ずつ繰り下げるものでございます。

4ページをお開き願います。

第10条は、第3条と同様に育児短時間勤務につきましても、子の範囲の拡大を適用しようと定めたものでございます。またこれに伴い、第2号以下を1号ずつ繰り下げるものでございます。

5ページをお開き願います。

第18条は、勤務時間等条例14条の2第1項で規定する介護時間を承認されている職員の部分休業について、従来より減ずることとされていた規則で定める時間とあわせて介護時間を減じた時間を上限とするよう定めるものでございます。

次に、第2条についてご説明いたします。

第2条につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後の児童福祉法の規定（平成29年4月1日施行）に合わせて所要の整理を行うものでございます。

次に、附則につきましては各条それぞれ施行期日について定めるものでございます。
よろしく願います。

○副議長（畠山直人君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎山田消防署庁舎建設（建築）工事について

○副議長（畠山直人君） 次に、山田消防署庁舎建設（建築）工事について協議いたします。

事務局の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） それでは、山田消防署庁舎建設（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたしますので、資料ナンバー4の1ページを
ごらんください。

この建設工事につきましては、昨年11月30日の議員全員協議会で進捗状況や予定などについてご説明いたしましたが、12月22日に各工事の指名競争入札を行いましたので、
予定価格1億5,000万を超える建築工事につきまして議決を求めるものでございます。

工事名は、山田消防署庁舎建設（建築）工事。

工事場所につきまして、前回まで山田町織笠地内と説明しておりましたが、山林でしたので、
同じ場所でございますけれども、町丁割が飯岡地内になったということでございます。

工期につきましては、29年1月19日から30年1月22日までとなっております。

入札につきまして、業者指名委員会で広域内の登録業者20者を指名し案内したところ、

6 者が応札し、その結果、株式会社佐々木組三陸営業所、三陸営業所長、伊藤啓一が 3 億 9,900 万、税込み 4 億 3,092 万円、落札率 86.6% で落札し、1 月 6 日に仮契約したものでございます。

主な工事内容は、消防庁舎鉄筋コンクリート造り 2 階建て、延べ床面積 1,406.56㎡と、附帯設備として鉄骨造り、築造面積 36㎡で高さ 18.1m、7 層の主訓練塔及び高さ 10.6m、4 層の補助訓練塔、訓練用装置として、レンジャーネット並びにホースリフター、外構工事でございます。

A 3 判の別紙参考資料 1 ページをお開きください。

関連工事の請負契約内容ですが、電気設備工事が 13 者中 9 者が応札し、東海電業株式会社が税込み 7,688 万円、落札率 82.9% で落札。機械設備工事は、24 者中 3 者が応札し、株式会社伊藤住宅設備が税込み 5,823 万 2,520 円、落札率 90% で落札いたしました。

参考資料として、工事概要と工事請負契約内容及び配置図、平面図、立面図を添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（畠山直人君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

落合議員、どうぞ。

○9 番（落合久三君） 前回聞いたような聞かなかったような、ちょっと確認ですが、この織笠の建築しようとする場所の土地の権利者は誰、もう既に当然取得しているか公用地か、どちらかだと思うんですが。

○副議長（畠山直人君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 建築場所につきましては、山田町のほうから提供されております。

○副議長（畠山直人君） いいですか。

○9 番（落合久三君） はい。

○副議長（畠山直人君） ほかにありませんか。

坂本議員、どうぞ。

○1 番（坂本 昇君） 標高は幾らとなりますか。

○副議長（畠山直人君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） すみません、後で調べて……。

○1 番（坂本 昇君） 土地勘がないんであれですけれども、津波があるじゃないですか。ですので、この標高 10m だとか 20m だと来るかなと。

○10 番（尾形英明君） 山を削ったところです。

○消防長（白鳥定良君） 標高 27.5m です。

○1 番（坂本 昇君） 標高 27 だと若干……。

○副議長（畠山直人君） いいですか。

坂本議員、どうぞ。

○1 番（坂本 昇君） もう 1 つは、例えば 24 者指名しても 3 者しか応札しないとか、何か欠席業者というか応札しない業者がおられますが、こういうときのペナルティーなりというのはあるのか、あとは指名基準に問題がなかったのかというのはどうなんでしょ

う。

○副議長（畠山直人君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 入札案内をしまして辞退届が出てくれば、それでいいと思います。何も届け出がなく欠席というのは、それはペナルティーになりますけれども、全てちゃんと辞退届が出ておりますのでペナルティー等はありません。

○1番（坂本 昇君） 確認します。辞退届が出てくれば、次の工事のときにはまた指名ができるかと……。

○副議長（畠山直人君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） はい。

○1番（坂本 昇君） ありがとうございます。

○副議長（畠山直人君） いいですか。ほかにありませんか。

菊地議員、どうぞ。

○12番（菊地 大君） 大会議室ってあるみたいなんですけれども、他ではあまり見ないんですけれども、何か目的か何かあるんですか。

○副議長（畠山直人君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 1階部分の大会議室ということでしょうか。

○12番（菊地 大君） はい。

○消防長（白鳥定良君） これにつきましては、救急講習を行ったりとか、それから消防団の皆様の日ごろの会議等にも使わせていただいています。

○副議長（畠山直人君） いいですか。

○12番（菊地 大君） はい。

○副議長（畠山直人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） すみません、先ほどの特別養子縁組についてでございますけれども、特別養子縁組につきましては家庭裁判所が、配偶者のある者、それから25歳以上の者、それから実父母が同意している者、それから子の利益のためになる者というような部分の要件があるときに、養親となる者が請求した場合について、実方の血族との親族関係が終了する縁組を成立させることが出来るというようなことで定めてございまして、それを特別養子縁組というように民法のほうで定めてございます。

○副議長（畠山直人君） ほかにありませんか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○副議長（畠山直人君） 次に、その他ですが、議員、事務局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） 議員のほうからもないですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副議長(畠山直人君) その他、何かございませんか。

野館議員。

○7番(野館泰喜君) 今度の議長選出に関して異議は一切ありません。ただこのメンバーで議長、副議長を選出しているわけです、過去に。その場合に、いわゆる一般的常識として、議長が何かある場合には副議長になるとかというそういう常識も片方ではあると。そこで会議規則について伺いたいんですが、会議規則上はどういうふうになっているのか。

○副議長(畠山直人君) ちょっとお待ちください。

[発言する者多し]

○9番(落合久三君) 議長職だから困るんだよね。これが13人のうちの一議員がいろんな事情で広域をやめた場合は、このまま欠員のまま改選までいくのかとかね、そういう兼ね合いも出てくるんで、ただ議長は議会の最高責任者だから、放っておくというのはできないべから、何か……

○7番(野館泰喜君) その申し合わせ事項というのは、あくまでも申し合わせ事項なわけですね。だから会議規則にその部分がもし明記してあれば、規則のほうが優位なわけですね。その確認が必要だと思うんです。

○1番(坂本 昇君) 先ほどの説明では、会議規則と申し合わせって2つお話ししたような気がしますませんか。その裏づけるところが今出てくればいいんだと思います。

○9番(落合久三君) 議長、副議長が任期中に何らかの事情で議長を辞任だけでなく議員を辞任した場合の規定というのは確かに詳細なかったもんだから、会議規則1回見たけれども、竹花さん、何か書いてあります。

○9番(落合久三君) 議長職をやめるというのであれば、面倒ではないのだが。

○13番(竹花邦彦君) 議長の辞職というのではないからね。議員の辞職は定められても、議長、副議長の辞職というのは規則にないから、これは自治法によって……どういうふうになっているか。

○事務局長(飯岡健志君) 会議規則ではないような気がするんですが。

○13番(竹花邦彦君) だから、地方自治法上の規定でそういった場合にどう定められているか。

○7番(野館泰喜君) だから、それと常識的にそうなんですよね。

○副議長(畠山直人君) 今、鋭意調査中ですので少々お待ちください。

[発言する者多し]

○副議長(畠山直人君) 飯岡事務局長。

○事務局長(飯岡健志君) 先ほどのご質問のあった議長空席の場合のあり方といいますかに関しましては、まず議長に関しての決定といいますか、議長を選出するに当たっては今まで申し合わせ事項なるものが存在をして、宮古の選出議員の中から議長職を選ぶ、そして副議長さんに至っては山田町あるいは岩泉町から候補に選んでいただくというようなことが申し合わせとして残っているということでございます。この申し合わせ事項は恐らく法の根拠は何らないものと思ってございます。議会運営上の申し合わせ事項と

いうふうにご理解をいただければと思います。

それから、ここからがうる覚えで大変恐縮でございますが、会議規則等で恐らくこの議長が欠けた場合の対応については、規則的にはまとめていないと思います。規則にならない場合はどこに根拠するかといえば、恐らく地方自治法が根拠になろうかと思ひますんで、その中でこれは宮古の広域行政組合の議会に限らず、どこの議会においてもあり得ることでございますので、法に委ねられている可能性もあろうかなというふうには私、現在のところは思っておりますが、ちょうど調べ終わったようでございますので。

○副議長（畠山直人君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） すみません、失礼をいたしました。地方自治法の106条の1というところですが、議長が欠けた場合は副議長が議長の職務を行うというように規定をされてございますので、そこで副議長が議長の職をしているという状況はこちらのほうに規定をされてございます。

○副議長（畠山直人君） いいですか。

野館議員。

○7番（野館泰喜君） 全く私の常識もそうなんです。それで、やっぱりここははっきりしておいたほうがいいと思うんですが、申し合わせ、片方では条例なり法律があると。常識もあると。それで片方では申し合わせ事項があると。どっちが優先するんだという話を一応議論として深めておいたほうがいいと思うんです。それで一応発言させていただきました。

○副議長（畠山直人君） 今ここで答弁はできないですね。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議長さんの空席というか欠けた場合の対応は副議長がするというのは法律事項ということで、これもまさに議論の余地はないと思っておりますが、その議長さんが欠けた場合の選出の方法に関しては、恐らく法でこうしなさいというようなことがないと思います。恐らく選挙という言葉になろうかと思いますが、その選挙を前提にしてもものを進めておるんだと思いますが、当組合の場合はかつてのこれまでの歴史の間に、その申し合わせ事項というようなものが存在して、選挙をせずに議長さんを選ぶ委員会をつくって、そこで議長候補を決めていただいて、そして本会議でその議長さんを指名するという方法がとられてきたという歴史等があるようでございますので、そのことを踏まえてこのたびも事務局とすれば検討したということでございますので、議員皆様の認識がこれで一致していただければというふうに思うわけでございます。答弁でも何でもなし、ただ歴史だけを顧みると、これまでの経緯を含めてお答えをさせていただきます。

○副議長（畠山直人君） いいですね。

○7番（野館泰喜君） いや、まあ、いい。

○副議長（畠山直人君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 宮古選出の松本前議長が辞職したために4人、宮古選出の広域の議員は4人だったわけですね、ついこの前まで。私、伊藤さん、佐々木重勝さん、古館さんと。それで事務局のほうから一広域の議員の欠員が出たということではない、議会

代表する議長がああいう理由でいわば失職させられて自動的に広域もやめたと。それで宮古の議会は、ここは私、議長でもないので断言はできませんが、宮古の議会は当然これでも宮古の議会の任期があと数カ月だとか半年でもう改選迎えるというのであれば、多分補充という判断をしなかったんでないかなと思うんですが、まだ1年以上あるんですよ、宮古議会の改選まで。厳密に言うと1年半近くあるわけですよ。それで前川議長のほうからも、宮古選出の広域の議員が結果として1人欠員になったので、ここは当然補充すべきだろうということと、こちらのほうの事務局とどこまで詳細な議論をしたかは別にして、私が言われたのは、議長がいなくなったので宮古選出の議員の中でたまたま議会運営委員長をしているのが落合議員なので、年からいってもこのメンバーの中ではそういう年でもあるので、ここのところは協議をしてもらいたいというふうに言われて協議をしました。

議会のほうは議会で、繰り返しになりますが、改選まであと1年以上もまだあるというんで補充をするという判断を議長もして、この前の12月の議会定例会で本会議場で補充の議決をしたわけです。竹花議員。だからそういう意味では宮古の定数の5人というのがまたもとの数に戻ったので、それを受けて従来から広域の議員をやっている宮古の議員の中で次期議長候補を推薦を内々に相談してくれというのでこういう経過になったというのだけは、私の立場からはしゃべれるのかなと。

○副議長（畠山直人君） 尾形議員。

○10番（尾形英明君） 今まで過去の部分で、山田町の議員が議長になった経緯もあるわけなんですけれども、そのときそれが内規になっているんだかどうかかわかんないんですが、要するに人数の多い部分から含めて議長を出すなんていうようなのは決まったような話を聞いているんですけれども、その辺はどうなっているんですか。余り問題を起こすのがどうだかというような話の中でそう決めましょうという話を私も聞いたような気がするんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

○副議長（畠山直人君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 今までの経過、経緯等について調べて今回に至っているわけなんですけれども、今、尾形議員さんおっしゃった部分の、多いところから出しようとかというようなことについては、ちょっと私、記憶というか見たことがございません。

○副議長（畠山直人君） 尾形議員。

○10番（尾形英明君） それが会議ごとに無い部分だかもしれない。まあ、内規的な部分の中で、この中で広域としての内規みたいな形でつくってあるのかどうなのかというのを確認したいんです。

○副議長（畠山直人君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 先ほど、局長もお話ししましたがけれども、あくまでもこれは申し合わせ事項でございまして、内規というものはございません。

○副議長（畠山直人君） いいですか。

佐々木議員、どうぞ。

○5番（佐々木重勝君） 議長職についていろいろお話が出ているわけですが、全体的に

波及するのかなという観点から発言するわけですが、それぞれの市町村の議員さん、改選期それぞれ違いますよね。そういった中では議運の委員長、議長、副議長、監査委員とか運営委員とかという部分もございます。そういった中でそれぞれ改選期が違いう中で改選の都度は、今の議長職のような疑問も出てくるのかなという部分もある。その辺、申し合わせ事項で今までやってきたのかなと、私も経験不足の中から思っているわけですが、議長職だけにかかわらず、この問題は出てくるのかなという私は気がしますが、いかがです。

○副議長（畠山直人君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 申し合わせ事項の内容ですが、議長、副議長についても申し合わせ事項がございます。それから議会の運営委員長、副委員長についても申し合わせ事項がございます。それから監査委員についても申し合わせ事項がございまして、今まで申し合わせ事項のとおり、そこから申し合わせ事項のところから選出された議員さんの中でそれぞれの委員を選出していただいて、議会の中で承認をしていただいているというのが今の状況でございます。

○副議長（畠山直人君） 野館議員。

○7番（野館泰喜君） それで、せっかくの機会ですから、この際、内規として明文化しておくべきだと、将来的に考えても。そうしておくべきだと思います。

○副議長（畠山直人君） 竹花議員、どうぞ。

○13番（竹花邦彦君） 今、野館議員のほうから内規というお話がありましたが、事実上申し合わせ事項というのはそういう類いのものなわけですね。

○7番（野館泰喜君） 明文化になっていません。

〔発言する者多し〕

○13番（竹花邦彦君） ただ、さっき尾形議員のほうからもお話ありました。私の1回目の広域行政組合に出たときは、山田の議員さんが議長職であって、その後、茂市議員、宮古市選出の茂市議員が議長ということで、一時期山田の議長が生まれた。それはさまざまな経緯がこれはあるわけです。さまざま合併等々をめぐってのいろんな経緯があって、要するに旧町村の、数でいけば旧町村の数が勝つわけですね、宮古市5人ですから、山田、それから岩泉、田野畑さん等々が当然数的にいうと宮古市議員を上回るわけなので、そういうことで当然一応規約上は選挙ということになっていきますから、当然第一義的には選挙は皆さんの合意になればそういう形に数の力で決まるということになる。

ただ、その以前から申し合わせ事項はあったわけです。

（「宮古から出すというふうにあったわけでしょう」と呼ぶ者あり）

○13番（竹花邦彦君） 平成4年の申し合わせだというふうに私どもはいただいておりますので、だから当然宮古市の議会の改選、変われば当然議長はかわりますから、また選挙をすると。当然、岩泉さんと山田さんも選挙があれば副議長が、当然新たに別な方が選ばれるとすればかわるということになりますから、そういう形の中での申し合わせ事項に基づいて、その都度その都度、議長、副議長が改選によって新しくなる可能性を持つということになります。だから内規というよりは申し合わせ事項が、ある意味ではそ

ういったものですから、それがあれば……

○10番（尾形英明君） どこまで効力をなしているのだからというのがね。

○副議長（畠山直人君） 古舘議員。

○6番（古舘章秀君） 関連なんですけど、やはり私も前回初めて広域に来たときには、その申し合せ事項もなしで、なりたいたいという形でのお話だったので、やはりこれは今お話ししたように改選ごとにその申し合わせ事項をそれぞれの市町村の改選になったところでお話をする。要項を見せる、事項を見せない、今現在現時点での申し送り事項を見ると、それが無いがために山田の議長さんという部分での何かがあったような形の歴史的なあれがあったようですので、やはり事務局としては最低限かわったところにはその旨を示していないと、こういう変化が時々出るのではないかなと思いますので、ここを吟味していただくと、やっぱり皆さんで申し合せて、事務局で、その体制を組んで申し上げるべきじゃないかなと思います。

○副議長（畠山直人君） ただ、多分今回のような件が次にないでもないわけですよ。そういうことのためにも、一回しっかり申し合わせ事項あたりをこの広域議会でちゃんと明記しておけば何ていうことはないのかなと思います。

落合議員、どうぞ。

○9番（落合久三君） 最後のまとめ方は、今、無理くりまとめられてもいいとは思いますが、事務局といってもそれぞれの各市町村議会の事務局とはちょっと違って、政策担当の職員がいるとか庶務の担当の人がいるとか、そういう体制にはないがすか。広域の議会というのはね。だから事務局がまとめるというよりも、私の意見は当然この手のやつはむしろ議運で議論をきちんとして、もちろん事務局にもはまってもらいますけれども、議運でそれなりのたたき台をちゃんとして、過去の経過、申し合わせ、申し合わせ事項というのは、裁判になれば、これ重大な決定文書ですから軽く考えないで、もう条例みたいなものだと思って私はいいと思うんで、申し合わせ事項も踏まえて、今回のようなことが起きた場合にどういうふうに処置するのがいいのかということについては研究して案をつくって、しかるべきときにまとめて本会議にそれを議運の提案なのか議員の提案なのかわかりませんが、というふうにして、いずれこのままにしないで、ちゃんとするというのは私も賛成です。

○副議長（畠山直人君） 今のように進めていいですか、お話で。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） じゃ、今の落合議員の発言を介して、これから議運になるか議員全員協議会になるかわかりませんが、そこでもう一回検討していただければいいのかなと思いますので、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君） ありがとうございます。

○9番（落合久三君） 事務局にはこれだけはちょっとコピーして、多分見ていない人もいると思うんで。やっぱりないとわかんないです。この申し合わせ事項。

○副議長（畠山直人君） 見た人はわかるんですよ。

（「見ないとだめ」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君）　そうですね。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君）　今、話がありましたとおり、申し合わせ事項なるものをまとめたペーパーがございますので、それは後日改めて送付等により対応させていただきたいと思いますので、それでご確認をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○副議長（畠山直人君）　今の事務局長のそれでいいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君）　ありがとうございます。

あと、ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（畠山直人君）　ないですね。

◎閉　会

○副議長（畠山直人君）　特にないようですので、以上をもちまして議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 58 分閉会
